

淀川水系河川整備計画基礎案に係る 具体的な整備内容シートについて

平成18年4月24日

近畿地方整備局

全体一覧表の見方

【実施 3段階、調査・検討 3段階 計6段階で表示】

実施「A」

- 着手しているもの
- 詳細設計を実施しているもの
- 着手の目処(予算措置)が立っているもの

実施「B」

- 予算要求しているもの
- 近々(2, 3年中)予算要求する予定のもの
- 概略設計を実施しているもの
- 関係機関と協議中であるが、今後の目処が立っているもの

実施「C」

- 実施を予定しているが着手の目処が立っていないもの
- 関係機関との協議中であるが、方向性が決まっていないもの

調査「a」

- 調査・検討が終了した事業(実施に向けた判断が済みのもの)

調査「b」

- 調査検討終了の目処が立っているもの

調査「c」

- 調査・検討終了の目処が立っていないもの
- 調査・検討に着手できていないもの

☆調査・検討から実施に変更

具体的な整備内容シートについて

環境-2 1/3

基礎案での記載箇所	章項目	5. 2. 1	ページ	p.34	行	31行目
事業名	横断方向の河川形状の修復		河川名			
府 県	市町村			地先		

●現状の課題
これまでの河川整備により構築してきた堤防や高水敷、単純な形状の低水路等によって、河川形状が横断方向(水域～高水敷・堤防～河川区域外)に連続性が分断されているところがある。

●河川整備の方針
横断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等、良好な水辺の保全・再生を図るため、水辺の改善を行う。湖と河川や陸域との移行帯についてもなだらかな連続的移行を目指す。

●位置図

●具体的な整備内容

1) 水陸移行帯の保全・再生を図るため、横断方向の河川形状の修復を行う。なお、堤防強化対策等を実施する場合も、河川形状の修復を踏まえて行う。

- ①淀川 庭窪地区
- ②淀川 橋栗地区
- ③淀川 牧野地区
- ④淀川 鶴殿地区
- ⑤淀川 赤川地区
- ⑥木津川 上津屋地区
- ⑦淀川 海老江地区
- ⑧淀川 西中島地区
- ⑨木津川 下津屋地区

2) 横断方向の河川形状の修復について検討する。

- ①淀川 唐崎地区(芥川合流部)
- ②淀川 水無瀬地区
- ③淀川 前島地区
- ④野洲川 河口部(河口砂洲を含む)
- ⑤猪名川 下加茂地区
- ⑥猪名川 下河原地区
- ⑦淀川 大淀地区

今回提示している具体的な整備内容シートは、平成18年3月22日時点で修正したものです。

具体的には、基礎案第5章の項目立てに沿って、49の大項目に分類、さらに大項目を237の個別事業毎に分類し、シートを作成しました。

〇〇-1 大項目番号

〇〇-1-1 小項目番号

大項目の具体的な整備内容シートの例

環境-2 1/3
環境-2 2/3

基礎案での記載箇所		章項目	5. 2. 1	ページ	p.34	行	31行目
事業名	横断方向の河川形状の修復		河川名				
府県	市町村			地先			

●現状の課題
これまでの河川整備により構築してきた堤防や高水敷、単純な形状の復水路等によって、河川形状が横断方向(水域～高水敷・堤防～河川区域外)に連続性が分断されているところがある。

●河川整備の方針
横断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等、良好な水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う。湖と河川や陸域との移行帯についてもなだらかな連続的移行を目指す。

●位置図

●具体的な整備内容

1) 水陸移行帯の保全・再生を図るため、横断方向の河川形状の修復を行う。なお、堤防強化対策等を実施する場合も、河川形状の修復を踏まえて行う。

①淀川 旗塚地区
②淀川 橋本地区
③淀川 牧野地区
④淀川 鶴殿地区
⑤淀川 赤川地区
⑥木津川 上津屋地区
⑦淀川 海老江地区
⑧淀川 西中島地区
⑨木津川 下津屋地区

2) 横断方向の河川形状の修復について検討する。

①淀川 唐崎地区(芥川合流部)
②淀川 水無瀬地区
③淀川 前島地区
④野洲川 河口部(河口砂州を含む)
⑤猪名川 下加茂地区
⑥猪名川 下河原地区
⑦淀川 大淀地区

●平面図

凡例

- 横断方向の河川形状の修復を実施
- 横断方向の河川形状の修復を検討
- ※ 円内の番号は具体的な整備内容を参照。

小項目の具体的な整備内容シートの例

環境-2-1 1/34
環境-2-1 2/34

●具体的な整備内容
堤防前面の高水敷切り下げ、緩傾斜化、既存ワンド群の整備を実施する。

●検討・実施内容
・上流側ワンドの沖出し等による形状改善
面積 約4ha

●事業費

全体事業費	約6.0億円
うち執行済	0.0 円
うち整備計画期間内	約6.0億円
うち整備計画期間以降	0.0 円

●概要

旗塚地区整備イメージ図

緩傾斜堤防施工断面

堤防強化 根入れ

旗塚地区 堤防強化断面図

●整備効果
・高水敷切り下げによる河岸の緩傾斜化と、浅水域・たまりの創出、横断方向の連続性を修復する。また、河岸の緩傾斜化は水域・陸域の横断方向の生態的回復の役割を果たし、豊かで多様性に富んだ淀川の生物環境の回復となる。
・高水敷切り下げと堤防強化を同時に行うことで事業が経済的である。

●提案理由(代替案含む)

1. 箇所決定理由
ワンド内のヘドロ等の堆積により水質の悪化が著しいため堆積回復が必要であるが、堤防強化の事業進捗とあわせて既存ワンド形状修復を実施する事が可能となり、河川下流のワンド群として機能することができる。

2. 具体的整備手法

●委員会等からの意見
(基礎案への意見)
横断方向の河川形状の修復(回復地区)は早期実施が望まれる。事業の実施に対しては、下記事項に配慮する必要がある。
・ワンド内へゴミや各種のゴミが流入しないよう注意する。
・水制工の高さ、開口部の向き・方向について十分検討する。
・生物関係の専門家等からの指導を受ける。
なお、上記の配慮事項は環境-2-14.16すべてについて適用すること。
また環境-2-14.16の共通事項として、以下の意見を踏まえ、ワンドやタマリや沖出しの保全・回復については対象となる地点が孤立しないよう、保全・回復の対象を水辺全体に広げる必要がある。

●進捗状況報告(これまでの議論のろ)
「水質環境における対策の方向性」
①従来のワンド群の復元(堆積物除去による復元)は継続的実施、適正に機能する形状検討。②開放水面の形成(水深などの保全と再生(復元)に必要水深1mまでの浸透形成、流域で良好な水質の再生)。③定期的な維持管理(草刈り、汚濁除去等)。
「陸域環境における対策の方向性」
①水質環境の向上(ワンド周辺の比較的高い箇所を水質浄化を高める目的で切り下げ、淀川本流の良好な水質移行帯が形成されるよう、適宜の実施事例による結果と詳細を踏まえて決定)の適正な実施の確保(田舎化進行している、治水から回復必要)。②流入阻害の解消(上流高水敷の切り下げによる導水検討)。